

・所有権移転登記にかかる登録免許税が控除、また不動産取得税の評価額が控除されます。

■貸し借り

- ・農地法の許可手続きが不要です
- ・貸した農地は期限がきても離作料を支払うことなく、必ず返してもらえます
- ・期限がきても耕作を続けたい場合、再設定により更新することができます
- ・貸借期間満了前に農業委員会から貸し手・借り手の双方に通知しますので、忘れることなく契約の更新や終了をすることができます

・一定の要件を満たせば補助金の対象になります

▼申請手続きは…

所定の書式に必要な事項を記入し、利用集積促進員の確認後、毎月25日までに農業委員会に提出してください。なお、売買の場合には添付していただく書類等がありますので、詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

■農地の管理は適切に！

近年、市内各地で耕作放棄地などの遊休農地が目立ってきています。田原市では、市内の遊休農地の状況を把握するため、毎年「遊休農地実態調査」を行っています。調査結果

は次のとおりです。

■遊休農地実態調査結果

年度		H15	H16	H17
地域	田	116ha	117ha	106ha
	畑	60ha	64ha	59ha
赤羽根地域	田	19ha	22ha	18ha
	畑	66ha	67ha	60ha
渥美地域	田	178ha	-	182ha
	畑	102ha	-	92ha

市内農地面積6400ha(土地に関する統計年報より)

いったん遊休化した農地を、再度耕作可能に復元するためには、多大な費用と労力を要します。作物を栽培しない場合は農地を耕し、管理耕作するなど、農地所有者として適正な管理をお願いします。

■農地の有効利用を

もし自分で耕作できないときは、認定農業者等に農用地利用集積計画にて貸すなどして、農地の有効利用を図りましょう。

■農業委員会に相談を

農地の遊休化は、周辺の住民や農地に悪影響を与える場合もあります。耕作できない方は地元で農業委員、利用集積促進員、農業委員会にご相談ください。

加入しませんか？

新しい農業者年金

●新しい農業者年金の魅力は？
積立方式の確定拠出型年金

安定した年金財政運営ができる仕組みで、少子・高齢化時代に対応。

農業従事者が広く加入可能な年金
(加入脱退も自由)

国民年金1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人なら誰でも加入可能。さらに、農地を持つていない農業者や配偶者、後継者等の家族従事者も加入可能。

保険料は自由に選択

保険料は、月に2万円を基本に、千円単位で、最高6万7000円までの範囲で選択可能。

税制面でのメリットあり

保険料は全額社会保険料控除に、また、受給する年金は公的年金等控除の対象に。

80歳まで保証がついた終身年金

加入者や受給者が80歳前に死亡した場合、80歳までに受け取ると仮定した金額を、「死亡一時金」として遺族が受給可能。

意欲ある担い手には保険料助成

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、基本となる保険料(月額2万円)のうち国から保

険料の助成あり。

特例脱退一時金の手続きを

旧制度の農業者年金に加入し、保険料納付済期間等が20年以上の方は、農業者年金が特例脱退一時金納付済み保険料の8割相当のいずれかを選択することになります。

特例脱退一時金を請求する場合は、平成19年1月1日までに手続きが必要です。期限が迫っていますので、至急手続きを行ってください。農業者年金に関することは、農業委員会までお問い合わせください。

農業者年金 Q & A

Q 私は息子に農地を貸し付けて経営移譲し、年金を受給しています。先日、その農地等を他人に売ったり、貸し付けたりすると、経営移譲年金が支給停止になると聞きました。どういうことに注意すればよいのでしょうか？

A このような場合は、原則として経営移譲年金の支給が停止となり、老齢年金が支給されます。しかし、農用地利用集積計画などの支給停止除外の事由で、特定譲受者に対して売られた場合などには、経営移譲年金の支給は停止されないことになっています。